

議案第 17 号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成 18 年渋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとし、同条第 3 号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 共生社会の推進に関する事項

ウ 行政改革に関する事項

第 2 条第 4 号カを削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 総務部 ア 議会及び行政一般に関する事項 イ 文書及び法規に関する事項 ウ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 エ 市の予算その他財務に関する事項 オ 市の財産に関する事項 カ 契約及び工事の検査に関する事項 キ 市税に関する事項 ク その他他の所管に属しない事項 （3） 総合政策部 ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ <u>共生社会の推進に関する事項</u> ウ <u>行政改革に関する事項</u> エ 情報化に関する事項 オ 統計に関する事項 （4） 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 （5）～（9） （略）</p>	<p>（事務の分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） 総務部 ア 議会及び行政一般に関する事項 イ <u>行政改革に関する事項</u> ウ 文書及び法規に関する事項 エ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 オ 市の予算その他財務に関する事項 カ 市の財産に関する事項 キ 契約及び工事の検査に関する事項 ク 市税に関する事項 ケ その他他の所管に属しない事項 （3） 総合政策部 ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ 情報化に関する事項 ウ 統計に関する事項 （4） 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 カ <u>男女共同参画に関する事項</u> （5）～（9） （略）</p>